

茨城県央環境衛生組合財政事情書の作成及び公表に関する条例

令和6年4月1日

条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の3第1項に規定する財政状況の公表に関する文書（以下「財政事情書」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(財政事情書の作成及び公表)

第2条 財政事情書の作成及び公表に関する事項については、茨城町財政事情書の作成及び公表に関する条例（昭和48年茨城町条例第24号）に規定する財政事情書の作成及び公表に関する事項の例による。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。